

江府町規則第8号

江府町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

江府町長 白石祐治

江府町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

江府町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年江府町規則第4号）の一部を改正する規則

改正後		改正前	
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）	
事由	期間	事由	期間
(1) 略		(1) 略	
(2) 会計年度任用職員が裁判員、 <u>証人、鑑定人、参考人、<b>被害者参加人</b></u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上	(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
(3)～(18) 略		(3)～(18) 略	

附 則

(施行期日等)

この規則は、令和8年6月1日から施行する。